

# デジタル・セーフティネットの構築 —給付付き税額控除制度の導入を



東京財団政策研究所研究主幹 森信 茂樹

## ～要旨～

わが国の新型コロナウイルス支援策は、迅速性と公平性が欠けているという批判がある。迅速かつ公平な給付を実現するには、「事業者や勤労者の収入・所得情報を迅速に把握するインフラの構築」「それを給付に結びつける制度としての給付付き税額控除の導入」「制度を運営していくインフラとしてのマイナンバー制度の拡充」の3つが必要だ。とりわけ欧米で導入されている給付付き税額控除は、迅速で公平な給付を実現するもので、早急に導入を目指す必要がある。このようなデジタルを活用したセーフティネットの構築は、増え続けるギグ・ワーカーのセーフティネットにも活用できる。デジタル庁はこのような制度作りにも積極的に機能を発揮すべきだ。

### 1 特別定額給付金と「迅速」で「公平」な給付

新型コロナウイルス問題への家計支援策として、国民全員に10万円、総額で約12兆円の特別定額給付金制度が実施された。そのほか個人や事業者を対象とした持続化給付金など様々な給付や支援策が講じられている。しかし、このような給付や支援策に対しては、大きく分けて以下の2つの批判がある。

第1に「迅速性」の問題である。給付までの手続きが煩雑で、支給までに多くの時間がかかるという批判が多く寄せられている。特別定額給付金の給付に当たっては、社会保障ではないということでマイナンバー制度が活用できなかった。マイナンバーカードによる申請は可能であったが、カード取得者が少なく（当時は15%強）、またカードがあってオンライン申請をしても、

住基ネットとの連携が不十分であったり、預貯金口座との照合に時間がかかったりして、大幅に遅れることとなった。法人や個人事業主を対象とした持続化給付金についても、手続きや審査に時間がかかることが問題となった。

第2に「公平性」の問題である。経済状況如何にかかわらず高所得者まで含めて国民全員に定額の給付金を支給するのは、税金の無駄使い、不公平だという批判である。コロナ禍でも増益を上げる会社の従業員や年金生活者の年金支給は基本的に影響を受けていないわけで、そこにも給付することは真に必要な困窮者への給付が手薄になり、「公平」とは言えない。現に、特別定額給付金の多くは今も国民の手元に滞留しているという事実が家計調査からも見て取れる。欧米諸国を見まわしても、国民全員に一律定額を

給付するという例は見あたらない。国民の収入や所得に応じた「公平」な対策が必要ということになる。また法人や個人事業主を対象とした持続化給付金については、不正受給が多く見受けられたことも、「公平性」の問題を投げかけた。

このような「迅速性」と「公平性」という2つの批判が寄せられた理由は、わが国が、給付の必要な者を見つけ出して、そこに迅速に給付を行うためのインフラや制度の構築が遅れているということである。

では「迅速」かつ「公平」な給付を実現するにあたって必要なインフラや制度とはどのようなものなのか。筆者は、「事業者や勤労者の収入・所得情報を迅速に把握するインフラ」「それを給付に結びつける制度の構築」「制度を運営していくためのインフラ」の3つが必要だと考える。以下考えてみたい。

## 2 第一条件 収入・所得情報の迅速な把握のためのインフラ

「迅速」な給付をおこなうためには、「事業者や勤労者の収入・所得情報を迅速に把握するインフラ」が必要である。

この点を考えるに参考となるのは、英国などで導入しているリアルタイム情報制度（RTI）である。英国では、2014年4月に導入され、2016年までに99%の企業に普及している。

企業は、従業員への給与または賃金、源泉徴収税、社会保険料の支払いと同時またはそれ以前に、専用ソフトウェア等を用いて課税当局にこれらの報告を行う。従業員（納税者）は2017年からPersonal Tax Accountで自分のRTIの情報が確認できるようになっている。ちなみに、源泉徴収額は毎月調整されるので、企業による年末調整はない。

個人事業者については、2023年4月以降、経

理の電子化の対応が図られ、四半期に1回専用ソフトウェアで税務当局に財務会計情報の報告を行うとともに、会計年度末にデータの最終化を行う。そしてこれらのデータが社会保障官庁の運営するユニバーサルクレジット（給付付き税額控除）の計算に使用され、コロナ禍でも、給付の正確性、迅速性の向上に役立ったのである。

オーストラリアでもほぼ同様の制度（Single Touch Payroll）が導入されている。2018年から始まったこの制度は、雇用主がSTPに対応した給与所得計算システムを通じて、従業員へ給与等を支払う都度、給与等の支払金額、源泉徴収額、年金積立金額などの給与情報を税務当局に報告することを義務付けるものである<sup>1)</sup>。この情報は、納税者の記入済み申告制度に反映される。個人事業者については、4半期、半年、年に一回の選択制となっている。この制度により雇用主は従業員に源泉徴収票を交付する必要がなくなるなどの事務負担が軽減され、従業員は国税当局の自分のアカウント（myGovのアカウント）から源泉徴収額や給与情報を入手できる。またこの情報は、社会保障給付事務を行う部局に提供され、各種社会保障給付に活用される。

このようなデジタル時代の情報申告制度をわが国で導入するにはどのようなことが必要となるのだろうか。

まずは給与所得者（非正規を含む）の場合を考えてみよう。現在、わが国では、従業員に給与の支払をする事業者（個人・法人）は、毎年当該従業員の住所地の市区町村に給与支払報告書を提出することとなっている。給与支払報告書には個々人の給与収入や源泉徴収税額のほか、マイナンバーが記載されている。また税務署は市区町村にその情報を照会することができる。

しかし、この制度では「従業員ごと」に「毎月の給与」が税務当局に把握されるようにはなっ

ていない。給与を支給する事業者は、源泉徴収した所得税を税務署に翌月10日までに納付する義務があるが、その場合、合計の情報（人数、支払総額、源泉徴収税総額）を記載した計算書で提出され、個々人の給与支給額等は書いてないので、税務署は個々人の給与収入を把握することはできていない。また源泉徴収票については、年間支払額が500万円超の従業員についてのみマイナンバー付きで税務署に提出されており、500万円以下の従業員については地方自治体の税務当局にのみ提出されている。

そこで、このような紙ベースの社会で構築された状況を、デジタル社会にふさわしい情報制度に変えて、会社のクラウドに保存したデータを、国や地方の税務当局が必要に応じて参照できるようにすれば、企業の負担も減る上、個人ごとの情報入手も可能となる。

次に、法人や個人事業者の場合を考えてみよう。現在わが国には消費税の中間申告制度があり、規模に応じて毎月あるいは4半期ごとに、収入に応じた申告が行われているので、この制度をデジタルで活用できるようにすることが必要だ。

さらに迅速化するには、2023年10月から導入される適格請求書、つまり欧州型インボイスの活用がカギを握る。この制度の下では、買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、売手（取引相手）から交付を受けた適格請求書（インボイス）が必要となる。売手は、買手から求められた際、適格請求書（インボイス）の交付が義務付けられる。21年10月1日から適格請求書発行事業者（登録事業者）の受付が開始されるが、この制度の導入に当たり、EUのようにインボイスの電子化とクラウド税務会計ソフトの利用を進めて、月次や支払都度税務当局に報告する制度に移行してはどうか。企業の生産性向上を図ることにつなが

る。

すでに、インボイスの電子化を進め、バックオフィスの業務全体をデジタル化により効率的にして、業務全体の生産性の向上を図る取り組みが、「電子インボイス推進協議会（EIPA）」（代表幹事法人：弥生株式会社）（<https://www.csaj.jp/activity/project/eipa.html>）で始まっており、SAP ジャパン、TKC、弥生などが参加し、電子インボイスの標準仕様などに向けて協議が行われている。

協議の中では、「中小・小規模事業者から大企業に至るまで幅広く、容易に、かつ低コストで利用でき、加えてグローバルな取引にも対応できる仕組みとするために、準拠する標準規格としてPeppolを選定し、日本の法令や商慣習などに対応した『日本標準仕様』を策定することを決定した」とされており、平井デジタル担当大臣も、「国としても一緒にやらせていただきたい。Peppolで進めていくことは大賛成」と前向きな姿勢を示し、「受発注から請求、会計、税務処理と、ものすごく生産性が上がる可能性がある。（来年創設される）デジタル庁の初仕事にちょうどなるので、フラッグシッププロジェクトとしてやらせていただく」と話している。

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）にも、「ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、官民連携のもと請求データ等（電子インボイス）やその送受信の方法に関する標準仕様について合意し、会計システムも含めたシステム間でのシームレスでスムーズなデータ連携を実現するとともに、標準仕様に沿った行政システムの整備や民間の業務ソフト等の普及を支援することにより、中小・小規模事業者も含めた幅広い事業者の負担軽減と社会全体の効率化を促進する必要がある」との記載がある。税務当局への

情報提供というだけでなく、企業経営の効率化につなげていくことがポイントだ。

一方フリーランス（個人事業者）の場合は、消費税の免税事業者（課税売上1千万円以下）も多いと思われる。その場合は、フリーランスの契約の相手方（発注者・支払者）から税務当局へ情報提供させる制度が必要となるが、仲介型ビジネスの場合には仲介プラットフォームから税務当局にフリーランスの収入情報を報告させるようにすることで迅速かつ正確な収入情報の把握につながる。

プラットフォームから税務当局への情報提供は英国やフランスなどですでに行われている。米国ではクレジットカードなどの支払い決済会社からの情報を報告する制度も導入されている。わが国も「紙ベース」からの脱却を図り、新たな情報提供の精度を構築していくことが「公平」で「迅速」な給付の前提として必要となる。

### 3 第2条件 所得情報を給付に結びつける 制度—給付付き税額控除

次に、リアルタイムで把握した収入・所得情報を給付に結びつける「制度」が必要となる。具体的には、収入（さらには経費を差し引いた所得）

に応じて給付していくことが「公平」につながる。

参考になるのが欧州や米国で導入されている給付付き税額控除である。この制度は、勤労者に減税（税額控除）と社会保障給付（還付）を組み合わせ、勤労インセンティブを刺激し、自助努力による生活水準の向上を図るというもので、欧米ではスタンダードな政策ツールとして普及している。思想的には米国経済学者のフリードマン教授が唱えた「負の所得税」を起源としているが、クリントン政権やブレイア政権が、勤労を通じて生活の向上を図るというワークフェア思想に基づき導入・活用され、貧困・ワーキングプア対策に大きな成果を上げた。

米国はこの制度を個人の納税申告時に適用し税務当局が還付している。本人の申告に応じて還付し後で必要に応じて税務調査するという方法をとるため不正が多いという問題がある。英国や欧州諸国の制度では、該当者に給付付き税額控除の申請をさせ、審査したうえで給付するので不正は少ない。

先進諸国の給付付き税額控除について筆者は図表1の4類型に分類をしている。

今回米国や英国のコロナ対策では、この制度が活用され、迅速で公平な給付が行われた。

図表1 給付付き税額控除の4類型

第1類型—勤労税額控除（EITC）。

勤労により自助努力で生活能力を高めていくことを支援。ポバティートラップ対策。英国ブレア、米国クリントンのワークフェア思想。英国ではトランポリン型社会保障として積極的労働政策と組み合わせられ活用。現在英国（ユニバーサル・クレジット）やドイツではすべて「給付」になっている。

第2類型—児童税額控除（CTC）。

世帯人数に応じ税額控除・給付。母子家庭の貧困対策・子育て支援による少子化対策に有効。米国・英国・カナダなどで導入。勤労税額控除より高い所得水準まで適用。

第3類型—社会保険料負担軽減税額控除。

低所得層の税負担・社会保険料負担を緩和。社会保険料と相殺するので、還付・給付はなし。オランダで導入（韓国も思想的にはこの類型）。

第4類型—消費税逆進性対策税額控除。

消費税の逆進性緩和策として導入。基礎的生活費の消費税率分を所得税額から控除・還付。カナダ、ニュージーランドなどで導入。

（出所）筆者作成

米国トランプ政権は、一人当たり1,200ドル、夫婦の場合2,400ドル、17歳未満の子供は500ドルの給付を行った。図表2のように、単身の場合には7万5千ドルから、夫婦の場合には15万ドルから給付額が逓減し、単身9万9千ドル、夫婦19万8千ドルでゼロになる。高所得者には配らない一方で、「給付の段差」を生じさせないため所得に応じて給付額が逓減する。所得と世帯類型で区分するので、対象範囲は明快である。給付予定総額は約2,920億ドル（約32兆円）である。

根拠となる経済対策法が2021年3月27日に成立、そこから2～3週間で、各人の口座に振り込まれた。一部高齢者や納税申告書を提出していない人は、現金給付を受けるため簡単な申告書を提出する必要があるが、大部分の人は申請する必要がなく、政府から直接個人の登録口座に払い込まれた（プッシュ型）。昨年（2018）又は今年（2019年）の所得についての申告データに基づき、IRSが自動的に本人の銀行口座に振り込んだ（小切手の送付もあり）のだが、IRSが納税者の口座・住所を番号（社会保障番号）で管理するインフラが整っているからできることで

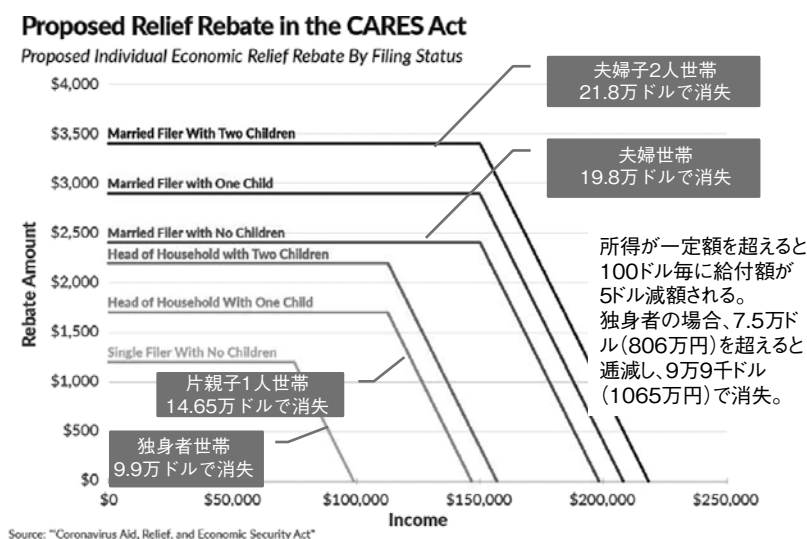
ある。

さらに米国バイデン大統領は5月に「米国家族計画」(American Families Plan)」を発表した。これは、中間層への子育て世帯への支援（児童税額控除の拡充）や低所得の単身・子供なし世帯への支援（勤労税額控除の拡充）などを内容とした大規模な政策だ（10年間で1.8兆ドルの歳出規模）が、手法は給付付き税額控除の拡充である。議会審議はこれからだが、児童税額控除と勤労税額控除は、本人の申請を待つことなくプッシュ型として（したがって迅速に）、本人の口座に直接給付するという。

英国では、あらゆる社会保障給付と税負担が、毎月一体的に把握され、貧困対策・子育て支援としての給付が行われるユニバーサル・クレジット制度（給付付き税額控除）があり、国民の所得情報や銀行口座を番号で把握するインフラが整っている。ジョンソン政権は、このインフラを活用して、困窮者やフリーランスに直接給付を行った。米国同様、原則申請をしなくても、政府が見つけ出して対象者の口座に給付金を振り込んだ。

わが国でも、税と社会保障を結び付けて国民

図表2 米国の新型コロナ対策給付金（Rebate）



(出所) Tax Foundation

のセーフティーネットを構築するという給付付き税額控除はたびたび議論されてきた。麻生政権時の07年11月の税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」には、いわゆる「給付付き税額控除」（税制を活用した給付措置）の議論として、以下の記述がある。

「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わせられた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。・・・若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。・・・国民の安心を支えるため・・・議論を行っていくことには意義がある」としつつ、課題として「正確な所得の捕捉方法」を上げ、今後「議論が進められていく必要がある」と。

さらに実際の政策現場でも議論が行われた。08年9月、リーマンショック後の経済対策で、自民党は定率減税を、公明党は定額減税を主張し議論が続いていた。筆者は、当時自民党税制調査会幹部の柳澤伯夫先生から、減税と給付を組み合わせられた制度（給付付き税額控除）が考えられないかと相談を受けた。また与謝野馨氏が立

ち上げた財政改革研究会でも給付付き税額控除の話をするよう依頼があったが、当時はマイナンバー制度が導入されておらず、正確な所得の把握が行えないという理由から立ち消えになった。結局経済対策として、所得制限の必要がない、国民全員に配布する定額給付金が麻生政権の下で実施された。

その反省もあり、政府税調の議論も踏まえて、09年の所得税改正法附則第104条には、給付付き税額控除の検討が書きこまれた。

直後に民主党に政権交代する。民主党は「所得控除から給付付き税額控除へ」とマニフェストに書きこんで選挙を戦い与党になり、消費増税を柱とする社会保障・税一体改革を三党で合意するのだが、法律には給付付き税額控除が、消費税逆進性対策として、軽減税率と並んで書きこまれた。しかし再び政権交代した自公政権は、軽減税率を採用した。

その後2016年にマイナンバー制度が導入され、正確な所得把握の条件は整ったが、自公政権は今日まで給付付き税額控除の議論をすることはない。なお筆者は、東京財団政策研究所 (<https://www.tkfd.or.jp/>) から様々な具体的な

図表3 給付付き税額控除の議論の経緯

- ・ 給付付き税額控除（税と社会保障を結び付けて国民のセーフティーネットを構築する）の議論が最初に行われたのは麻生政権時。
- ・ 07年11月の税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」には「給付付き税額控除の議論について」以下の記述がある。
- ・ 「近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わせられた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。・・・若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応といった様々な視点から主張されている。・・・国民の安心を支えるため・・・議論を行っていくことには意義がある」としつつ、課題として「正確な所得の捕捉方法」を上げ、今後「議論が進められていく必要がある」。
- ・ 09年の所得税改正法附則第104条に、給付付き税額控除の検討が書きこまれた。
- ・ 直後に民主党に政権交代、「政権交代マニフェスト」に給付付き税額控除の導入を明記。
- ・ 社会保障・税一体改革法に、消費税の逆進性対策として明記。
- ・ 課題は「正確な所得の把握」、2016年に番号が導入され条件は整った。
- ・ 今回番号法を手直しし、緊急的な給付については、番号の活用が可能になる法律改正をして、デジタル社会におけるセーフティーネットの構築を行う必要がある。

⇒この間東京財団政策研究所は、累次の提言を行った。  
2008年4月「税と社会保障の一体改革の研究—給付付き税額控除の導入」  
2017年11月「ICTの7活用と税・社会保障改革」  
2019年9月「働き方改革と税・社会保障のあり方」

（出所）筆者作成

提言を行ってきたので参照ありたい。

このような政治的な経緯のある給付付き税額控除だが、コロナ対策としての活用というより、ギグ・エコノミーの広がりの中、ギグ・ワーカーへのセーフティーネットへの活用も考えられ、改めて議論していくことに大きな意義がある。この点については、拙稿「シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの発達と税制の課題」を参照ありたい<sup>2)</sup>。

#### 4 第3条件 制度実施のためのインフラ整備 —マイナンバー制度の拡充

最後に、これらを実施するのに必要な社会インフラの整備が必要となる。その基礎となるのは、「公平・公正な課税」と「社会保障負担・給付の公平化・効率化」を目的に2016年1月から始まったマイナンバー（社会保障・税番号）制度である。この制度は、マイナンバー（番号）、マイナンバーカード、マイナポータルという3つのインフラからなる。

マイナンバーは、正式名称が社会保障・税番号で、その用途は税務・社会保障・災害の3分野に限定され、公平・公正な課税や社会保障負担・給付の公平化・効率化に活用される。プライバシーなどの観点から不正使用には厳しい刑事罰も用意されているが、本質は、国民一人一人を識別するツールである。

次にマイナンバーカードだが、これは本人確認のための身分証明書に使えるだけでなく、カードに搭載されたICチップによって、公的個人認証用の符号を用いた電子的な活用が可能となる。つまりオンラインにおける本人確認の手段で、「デジタル社会の基盤となる社会インフラ」である。マイナンバーを使うのでは、という誤解があるが、番号そのものを使うわけではないので、プライバシーの問題を克服することができ、民

間の知恵によりその活用範囲を広げることができる。すでに、コンビニでの住民票などの交付に活用されているが、次に述べるマイナポータルを活用して、民間のオンラインとの連携（トラストフレームワーク）をすることで、利用範囲が飛躍的に拡大する。

3番目のインフラは、17年11月から本格運用が始まっているマイナポータルである。マイナポータルは全国民に設けられており、マイナンバーカードをリーダーに読み込ませて、パスワードを入力して活用する。自らの特定個人情報の確認や、行政機関（「官」）からのお知らせ機能、さらには民間送達サービス機能を通じて「民間」「国民」「官（政府）」の3者が効率よくつながることができ、さまざまなサービスが可能となる。

マイナンバーが税や社会保障の公平性を高めるためのインフラであるのに対し、カード・ポータルはそれをわれわれの生活に活用し新たなデジタル社会の基盤となるものだ。利便性の高い国や自治体のサービスを提供するデジタル・ガバメントを形成するだけでなく、あらたな民間ビジネス機会をも生じさせる。

マイナンバー制度のこれまでの活用例を見ると、支払調書への付番など課税面における国民から政府への情報提供（「公平・公正な課税」）やコンビニでの住民票取得、ワンストップサービスへの活用などは見られるものの、もう一つの柱である「社会保障負担・給付の公平化・効率化」への活用という点については、生活保護について税情報が活用される場面など限定的である。効果的・効率的な社会保障制度は、正確な収入や所得（さらには後述する資産）の把握を前提として形成されるが、そのために最も有効なツールがマイナンバー制度であるという視点を持って活用を考えていく必要がある。

いずれにしてもマイナンバー制度は、人口減

少と高齢化が急速に進むわが国が今後とも経済社会の活力を維持していくための重要な社会基盤（インフラ）で、これをどう使いこなすかがわが国の将来を左右すると言っても過言ではない。

本年5月にデジタル改革関連法が成立し、所得情報と社会保障を有機的に情報連携させてセーフティーネットの構築を図るという目的の下、活用範囲の拡大と預貯金口座へのマイナンバーの付番（以下、口座付番）の拡充が行われる。

筆者は「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」にメンバーとして加わり、報告書「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryou7.pdf>）の作成に携わったが、報告書には、「緊急時給付でマイナンバーを利用して所得情報等の情報連携を行うこと」が明記され、デジタル・ガバメント改革関連法として立法化された。

具体的には、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条で、「内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの又は②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定し、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる」とし、マイナンバーを活用した所得情報と社会保障以外の給付についても情報連携が法律上可能となった。今後デジタル時代に必要なセーフティーネットへの活用が可能となったのである。

残された課題は口座付番である。口座付番は単に給付の迅速化のために必要というだけでなく、マイナンバー制度の目的である、公平な課税

と効果的・効率的な社会保障給付、さらには負担能力に応じた社会保障負担の構築を実施していく上での基礎となるものである。これまでいろいろ議論されてきたが、預金者に番号の告知義務を課すという劇薬を避け、「任意」の形で進められてきた。今回2つの法律により2段階にわたって拡充される。

第1段階は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、希望者において、マイナポータルからの登録及び金融機関窓口からの口座登録ができるようにするもので、緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とするものである。国民にとって申請手続の簡素化・給付の迅速化に役に立つ。公金受取口座の国への登録制度なので、国民の抵抗が少ない。

第2段階は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」により、本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設する。相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みで、国民にとって相続時や災害時の手続負担の軽減等の実現を図るものと説明されている。預金保険機構を活用して、広く既存の口座にも付番していくこととなった。具体的には、金融機関の窓口で付番についての「同意」を求められることになる（マイナポータルによる同意も可能になる）のだが、その際預貯金者に対して、口座付番のメリットや必要性、さらには付番への懸念に対する説明がきちん行われる必要がある。

国民には、口座付番により国民の資産が国にガラス張りになるという懸念があるが、国が国民の預金を照会できるのは、税務調査や生活保



護の資力調査など、法律に基づきその範囲でのみ可能である。この現状は、付番により何ら変わるものではない。政府は国民の誤解・懸念を解く必要がある。

一方上記2つの方法を経ても口座付番が進まない場合には、預金者に告知義務を課すことも視野に入れるべきだ。というのは、口座付番は、わが国に必要な政策である社会保障の効率化につながるからだ。「医療保険、介護保険ともにマイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて・・・検討する」ことは「骨太2015」として閣議決定されているが、生活保護の資力調査など一部を除き、進捗していない。口座付番が進めば、社会保障給付や負担を、フローの所得だけでなくストックの預貯金を勘案する制度に改めることができ、社会保障の効率化につながっていく。

## 5 デジタル・セーフティーネットの構築に向けて

コロナ禍で判明したことは、個人が取り切れないリスクについては、国家が可能な範囲で手を差し伸べる必要があるということである。これはコロナ禍で当てはまるだけでなく、IT 発達社会の中で新たな働き方を支えるフリーランス、ギグ・ワーカーなどのセーフティーネットの構築についてもあてはまる。

新たなデジタル・セーフティーネットの構築に当たっては、デジタルの活用を図って、迅速かつ公平、効果的・効率的な制度にしていく必要がある。情報申告制度の抜本的な見直しが必要となる。

9月に創設されるデジタル庁は、デジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織となる。基本方

針の企画立案や、国、地方公共団体等の情報システムの統括・監理、重要なシステムの整備を通じて行政サービスを抜本的に向上させることが期待されている。一方、行政のデジタル化はあくまで「基盤の整備」であって、真に必要なことは、形成されたデジタル基盤を活用して「国民目線に立ったどのような政策を実施するか」という点だ。そのためには、本稿で述べたコロナ禍で必要となるさまざまな給付制度、とりわけ給付付き税額控除について、デジタル庁がイニシアティブをとって議論していくことが必要だ。マイナンバー制度を活用して給付の必要な者を見つけ出し迅速な給付につなげる制度を所管官庁に働きかけていくこともデジタル庁の役割の一つといってもよい。

もう一つ前述のワーキングに参加した経験からいえることがある。議論を通じて感じたことは、「技術屋」（システム専門家）と「政策屋」（法律専門家）の連携が重要だということだ。「技術屋」と「政策屋」が一体となって、国民目線でデジタル社会の形成がなぜ必要なのかわかりやすく説明すること、厚生労働省の医系技官のような妙な縄張り意識を排除した官庁にしていく必要がある。

行政のデジタル化は「手段」であり、重要なことは国民目線の「政策」だという原点を忘れてはならない。

### 【注】

- 1) 「オーストラリアの ICT を活用した税務行政と最近の取組」阿部直枝（税大ジャーナル 32 号、2021 年 1 月）
- 2) フィナンシャル・レビュー第 143 号「デジタル経済と税制の新しい潮流」（森信茂樹責任編集 財務省財務総合政策研究所、2020 年 6 月）

【参考資料】

森信茂樹編著（2015）『未来を拓くマイナンバー』

中央経済社

森信茂樹（2015）『給付つき税額控除』中央経済社

---

もりのぶ しげき

法学博士。

（公財）東京財団政策研究所研究主幹

（一社）ジャパンタックスインスティテュート代表理事。

財務省財務総合政策研究所特別研究官

1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省。

英国駐在大蔵省参事、証券局調査室長、主税局調査課長、  
税制第二課長、総務課長、東京税関長、2004年プリンストン  
大学で教鞭をとり、財務省財務総合研究所長を最後に  
06年退官、中央大学法科大学院教授（2018年まで）。

その間大阪大学教授、東京大学客員教授、コロンビアロー  
スクール客員研究員。

2010年～2012年政府税制調査会専門家委員会委員

日本ペンクラブ会員

【主な著書】

『デジタル経済と税』日本経済新聞出版社、2019年

『税で日本はよみがえる』日本経済新聞出版社、2015年

『未来を拓くマイナンバー』（共著）中央経済社、2015年

『給付付き税額控除』（共著）中央経済社、2015年

『消費税 常識のウソ』朝日新書、2012年

『日本の税制 何が問題か』岩波新書、2010年 など

---